

第3次野洲市男女共同参画行動計画に基づく事業実績総括(2016～2020年度)

【取組評価】
 A：プラン目標に沿った事業展開が概ねできた。(達成率80%以上)
 B：プラン目標に沿った事業展開がある程度できた。(達成率50%以上80%未満)
 C：プラン目標に沿った事業展開があまりできなかった。(達成率50%未満)
 D：プラン目標に沿った事業展開がまったくできなかった。(達成率0%)

資料2

基本目標 I あらゆる分野への男女共同参画
 重点課題 1 女性も男性もともに参画するまちづくり

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点(令和2年度)での到達目標
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等		
1	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性委員の積極的登用の推進	審議会・委員会については、男女のバランスがよい組織となるようにします。	人権施策推進課(全課)	B	「女性委員比率40%」の達成に向け、各所属に女性委員の登用を推進するよう取組を進めた。年に1度、審議会等女性委員の割合調査を実施した。調査結果は公開をして啓発に努めた。全体に占める女性委員の比率は、平成28年度と比較すると僅かに減少しており、目標の40%には到達しなかった。女性委員の比率が40～60%にある審議会等の割合は増加している。		各種審議会、委員会の女性委員比率を40%にする。
2		女性委員の参画状況調査	各種審議会や委員会の女性の参画状況や市民公募制の実施状況を定期的に把握します。定期的に調査した結果は、広報誌やホームページなどを通じて公開します。	人権施策推進課	A	各審議会や委員等の女性の参画状況の調査を毎年実施し、把握に努めた。調査結果は、ホームページに公開した。		定期的な女性委員の参画状況調査の維持。
3		委員選出方法の検討	女性の参画をより一層推進できるよう、審議会や委員会などの委員選出方法の見直しや、関係団体への女性推薦依頼を検討します。	人権施策推進課(全課)	A	男女共同参画審議会等での意見を各部長と共有しており、また、関係課が委員の交代・異動等の際には、女性の参画を進めるよう努めた。	各審議会、委員会等の担当課の配慮・協力を進めていくが、充て職等により達成できない事案もある。	各種審議会、委員会の女性委員比率を40%にする。
4		女性職員の登用促進	女性の採用や管理職への登用は、その能力や成績を基に、市が他の模範となるように進めます。	人事課	A	女性職員の採用につながるような魅力ある職場であることの啓発や、働きやすさの改善等を行ってきた結果、当該市への採用希望者も増加傾向になり、また課長級以上の管理職員に占める女性の割合も直近で28.57%と、目標値でもある30%に近づいて来ている状況である。今後も、人事評価制度の適切な運用により、女性職員の昇任等適正な人事管理に努めていく。		平成36年度までに、課長級以上の管理職員に占める女性の割合を30%以上とする。
5			女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析を行います。また、それを踏まえ、数値目標や取組内容などを盛り込んだ「事業主行動計画」の策定・公表を行うとともに、女性の活躍に関する情報の公表を行います。	人事課	B	課長級以上の管理職員に占める女性の割合は、年々増加傾向にあることから、さらに目標値へ近づけることができるよう、今後も、自身の能力開発のための研修へ積極的に参加できるよう、職場環境づくりに努めていく。		平成36年度までに、課長級以上の管理職員に占める女性の割合を30%以上とする。
6		人材に関する情報の収集・整備・提供	男女共同参画推進におけるリーダー育成のため、学習や実践活動の場、情報の提供を行います。	人権施策推進課	A	G-NET主催の各種事業や他市の情報のチラシを窓口を設置し、情報提供を行った。	男女共同参画審議会委員の公募を実施したが応募がなかった。	各種事業への参加者を増加させ、現在不在である公募での審議会委員を選出する。

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点(令和2年度)での到達目標
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等		
7	過(程1)への政策・女性・の方針画決定	各種団体などへの意識啓発	地域社会において、伝統的な文化として受け継がれている諸行事や、PTA・子ども会などの地域活動に男女が積極的に共同参画できるように推進します。	生涯学習スポーツ課	B	各自治会より推薦いただいている生涯学習推進員について、積極的に女性を推薦いただけるよう継続して働きかけを行った。		女性委員の増加
8		自治会長などへの啓発推進	自治会における運営・方針決定過程の場への女性の参画について促進されるよう、また、自治会役員に女性の参画が進むよう啓発します。	協働推進課	A	自治会の地域活動における運営・方針決定過程の場への女性の参画が促進されるよう、啓発資料を配布して啓発した。		女性自治会長など自治会役員への女性の参画の増加。
9	ン(パ2)の(ワ)の促 女進メ性ン(ト)エ	女性リーダー育成、女性の人材開発・研修	あらゆる分野の活動において、女性がリーダーとして活躍できるよう、幅広い視野や知識を身につけ、実践できる機会を提供します。	生涯学習スポーツ課	A	生涯学習カレッジ等の講座などを実施する際、性別にかかわらず参加していただくよう呼びかけた。また、男女問わず参加できる内容のものに心がけたことから、女性の参加が増えた。		女性リーダーの増加と女性リーダーが活躍できる場の提供
10	(3)環境、男女、共同参画の視点になつた分野の防犯、防災、	男女共同参画の視点に立った防犯分野の促進	防犯分野における方針決定の場への女性の参画が進むよう必要な情報の提供などの支援を行います。	危機管理課	A	野洲市地域安全連絡会議では、女性委員への委嘱を積極的に行い、防犯対策に対する女性の意見の反映に努めた。		きめ細やかな情報の提供。
11		災害時における男女共同参画の推進	防災(災害復興も含む)分野における方針決定過程の場への女性の参画が進むよう必要な情報の提供などの支援を行い、男女共同参画の視点に立った意見を取り入れながら、避難所、備蓄品などの整備を行います。	危機管理課	A	避難所の開設・運営において、女性などの要配慮者に配慮した空間の確保等の訓練の実施した。毎月の消防団幹部会議にYFL(女性消防団)の参画と意見等を反映することができた。		女性の意見を反映した整備を行う。女性委員の参画を促す。
12		男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進	環境分野における男女共同参画を推進し、市民一人ひとりの環境問題への意識を高めるとともに、持続可能な循環型社会の実現をめざします。	環境課	A	環境基本計画推進会議には性別の区別なく参画いただける内容が多いことから、どの活動においてもおおむね目標を達成している。		既に環境基本計画推進会議の個人会員及び役員の女性構成割合が40%を上回っており、男女比1:1となるよう、維持向上を図る。
13		男女共同参画の視点に立ったさまざまな分野の促進	地域おこし、まちづくり、観光分野など、さまざまな分野における方針決定の場への女性の参画が進むよう取組を進めます。	企画調整課 協働推進課 商工観光課	B	野洲市総合計画審議会の委員29名のうち6名は女性に参画いただいた。 野洲市商工業振興基本計画検討委員会の委員10名のうち2名は女性に参画いただいた。	女性委員を希望しても、構成組織自体、女性の割合が少ないという要因がある。	女性委員の参画を促す。
14		行政経営改善及び公共施設等のあり方に関する計画の策定及び推進に係る事項等について、男女共同参画の視点に立って調査・審議等を行います。	企画調整課	B	野洲市都市経営審議会の委員7名のうち3名は女性に参画いただいた。		女性委員の参画を促す。	

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点(令和2年度)での到 達目標
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等		
15	災視(3)点に立 た環境に 立った分 野の防犯 の他、防 犯の促進 を目的と する	男女共同参画の 視点に立った さまざまな分野 の促進	男女が安心して学習に参加できるよう、市が主催する講座などの事業においては、託児を実施します。	人権施策推進課 (全課)	A	必要と思われる事業については、託児を実施する体制を整えた。		託児実施の継続。

重点課題 2 多様な選択のできる環境づくり

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点での到達目標
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等		
16	(1) 多様な 環境の整 備ができ る	関係法令などの 周知	働く女性が性別により差別されることなく、能力を十分発揮し充実した職場生活がおくれるよう、男女雇用機会均等法や労働基準法などの社会制度の周知や職場におけるセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)やマタニティ・ハラスメント(マタハラ)の禁止の啓発に努めます。	商工観光課	A	野洲市企業人権啓発推進協議会の研修会において、マタニティハラスメントを含むハラスメントに係る研修を行い、男女雇用機会均等法や育児介護休業法の改正などについて周知及び啓発ができた。		取組を継続する。
17		企業向け学習機 会の確保と啓発	企業・事業所などに対して男女の対等な職業観・労働観の醸成を図るため、企業人権啓発推進協議会などの各種研修会で女性問題や男女共同参画について学習する機会の提供や広報啓発に努めます。	商工観光課	A	野洲市企業人権啓発推進協議会の研修会において、女性問題や男女共同参画について学習する機会を提供し、研修を通して啓発することができた。		取組を継続する。
18	(2) た め業 の能 力開 発推 進・ 向上	企業内教育の促 進	多様な職種・職域などに女性が男性と対等に参画し、能力を発揮していくための教育訓練や能力開発研修が積極的に行われるよう、企業に協力を依頼します。	商工観光課	A	令和2年度は、「ダイバーシティと男女共同参画との深いかかわり」をテーマに研修を実施した。研修により女性活躍推進法の周知及び両立支援や助成金等の案内を行い啓発することができた。		取組を継続する。
19		各種講座など学 習機会の充実	女性自身が多様な能力を身につけ、主体的に学習活動に参加できるよう学習・講座などのプログラムを検討し、内容の充実に努めます。	生涯学習スポーツ課	B	生涯学習カレッジ等の講座などを実施する際、性別にかかわらず参加していただくよう呼びかけました。		女性参加者の増加
20		女性の起業支援	事業を起こそうとする女性に対して、関係機関と連携しながら必要な情報を提供し、相談に応じるなどの支援策を図ります。	商工観光課	B	創業を希望する人、興味のある人の拡充のため、創業塾を年4回開催してきた。なお、平成29年度から男女合同での研修となっている。	創業に至らない場合もあるため受講後も含めた支援が課題である。	取組を継続する。
21	た(3)め 供情 報就 労提 の	就労情報提供	関係機関と連携しながら、就職、転職、再就職を希望する女性に対して、就労に関するさまざまな情報提供を行っていることを市民に周知徹底し、だれもが迅速に身近なところで情報が得られるように努めます。	市民生活相談課	A	やすワークを活用し就労困難者の就労支援を行ったことで延べ596人の就労決定となりました。	新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと講じる	取組を継続する。

重点課題 3 職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

No.	施策	プランや事業名	プランや事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点での到達目標
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等		
22	(1)ワーク・ライフ・バランスの促進	仕事と家庭の両立のための支援・啓発	育児・出産・介護などにあたる男女がともに育児・介護休業制度を利用でき、仕事優先の勤労観を積極的に是正し、職業生活と家庭生活を両立できるよう、啓発に努めます。	商工観光課	B	例年10月の「仕事と家庭を考える月間」時に、厚生労働省から送られた「ワーク・ライフ・バランスの推進」の関係資料等を窓口に設置し、啓発した。		取組を継続する。
23			職業生活と家庭生活を両立し、女性が働き続けることができるような支援環境の整備について企業に働きかけます。	商工観光課	B	野洲市企業人権啓発推進協議会の研修会において、「女性の活躍推進(ポジティブアクション)及び女性の人権に関する問題等」をテーマに研修において、両立支援や助成金等の案内を行い啓発することができた。		取組を継続する。
24			育児や介護をしながら働く人やパートタイム、派遣で働く人等の労働に関するさまざまな相談に対応し、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就労など、ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方について普及促進を図ります。	商工観光課 市民生活相談課	B	(商工観光課) さまざまな相談内容に応じて情報提供を行った。また、女性の人権だけでなく、広く人権に関する研修を年間計画に基づき実施した。 (市民生活相談課) 労働相談に対し、労働基準監督署や法律相談を紹介するなどの対応を行った。		取組を継続する。
25			男女共同参画が男性にとってもメリットがあり、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成を図ります。また、イクメンやイクボスの養成を推進するとともに、男性の仕事と子育ての両立を支援する社会的な機運醸成を図ります。	商工観光課 人権施策推進課	B	(商工観光課) 男性にとっての男女共同参画に関するポスターやチラシ等を窓口に設置した。また、女性の人権だけでなく、広く人権に関する研修を年間研修を年間計画に基づき実施した。 (人権施策推進課) 男性にとっての男女共同参画に関するチラシ・冊子等を窓口に設置した。		取組を継続する。
26			男女ともに介護に直面しても退職することなく、また、孤立することなく、介護保険等のサービスを活用しながら仕事と介護が両立でき、安定した生活が送れるよう支援します。	介護保険課	B	介護の必要が生じたときに、介護保険サービスがスムーズに提供されるよう、認定申請窓口での対応を丁寧かつ速やかに行うとともに、調査→審査・決定の時間を可能な限り短縮するよう努めた。		○必要な介護サービスが、スムーズに必要な人に提供されるよう、窓口対応・手続案内等を充実させる。 ○市民が求める介護サービスが、適正な保険料の範囲で可能な限り充実されるよう事業者を促し、かつ、支援する。
27			女性活躍推進法に基づき、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するよう事業主に働きかけます。	商工観光課	B	「ダイバーシティと男女共同参画との深いかかわり」をテーマに研修において、ポジティブ・アクションに取り組む県内外の企業事例を取り上げて学習いただいた。		

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点(令和2年度)での到達目標
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等		
28	スフク(の・1促バラ)進ライワン	対等な家族的責任の周知	働く男女が対等に育児・介護などを担うことによって職場で差別的な取り扱いを受けることがなく、安心して働き続けることができるよう啓発に努めます。	商工観光課	B	野洲市企業人権啓発推進協議会の研修会において、マタニティハラスメントの事例を挙げて、職場での差別的取り扱いの防止措置義務について学んでいた。		
29	(2)多様な働く場づくり(農業など)の改善	農業などに従事する女性の地位向上	女性が農水産業などの第1次産業で果たしている役割に対する理解の促進と立場の向上を目指し、家族経営協定の締結促進に努めます。	農林水産課	B	家族経営協定の締結促進のため、認定農業者の更新時期等、対象者には周知を行った。		
30			農業委員に農業生産の重要な役割を担っている女性農業者や青年農業者などの意欲ある担い手が推薦されるよう、市や議会へ働きかけます。	農業委員会	B	2017年7月19日以前(定員24名)は女性農業委員は1名【4.2%】であったが、同年7月20日(委嘱替え年、定員26名)以降より女性が5名【19.2%】となり、2020年7月20日(委嘱替え年、定員26名)には女性が6名【23.1%】となった。これも一重に推薦団体の理解と協力の結果と考える。	目標達成のためには、さらなる推薦団体の理解と協力および人材の発掘が必要。	委員会の女性・青年(性別問わず)比率を40%にする。
31		技術研修機会などの確保	第1次産業に従事する女性が能力を発揮し、いきいきと活躍できるよう活動支援と研修機会の確保に努めます。	農林水産課	B	窓口にチラシを設置したり、ポスター掲示を行うほか、各農業者に農業大学校等の研修の周知を行った。		
32		家内労働者の労働条件の改善	家内労働者(自営業など)の労働条件の改善を図るため、家内労働法の周知や多様な活動ができるよう啓発に努めます。	農林水産課 商工観光課	B	(農林水産課) 認定農業者の更新時期等に、家族経営協定の締結を促した。 (商工観光課) 県から月2回送付の「内職情報」を市施設へ配置することにより、家内労働に関する周知を行った。(令和2年度からこの事務は市民生活相談課が実施している。)		
33	な(3)子育てを支える社会的基盤の整備	保護者の就労保障の拡充	子どもをもつ保護者が安心して働き続けられるよう保育所における待機児童をなくし、延長保育、休日保育、一時保育、病後児保育、ファミリーサポートセンター、幼稚園における預かり保育などの多様な保育サービスの充実に努めます。	こども課	B	・保育施設について施設の移転新築などにより、利用定員の増加を図り、待機児童の解消に努めた。 ・体調不良児対応型を公立4園、私立1園で実施し、病児対応型及び病後児対応型を民間小児科医院1箇所で開催した。	・利用定員の増員による保育サービスの充実を図っているが、保育士・教諭の確保について困難であることが課題である。	
34		子ども・子育て支援事業計画の推進	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子どもを生み育てられる良好な保育環境の整備を積極的に推進します。	こども課	A	・第二期野洲市子ども子育て支援事業計画を策定し今後5年間(令和2年度から令和6年度)について保育環境の整備について計画した。	計画を進めていく中で、課題や改善点を把握し更に質の高い施策の展開ができるよう努力する必要がある。	
35		放課後児童健全育成対策の安定かつ持続ある運営の推進	放課後などの保護者が不在時の児童の安全な居場所として、適切な指導のもとで安全にいきいきと過ごすことができるよう放課後児童クラブ(学童保育所)の安定かつ持続ある運営を図り、就労支援を行います。	こども課	A	・市内こどもの家について定員を適切に確保し、結果、期間中、待機児童は0人の達成が計れた。	・今後もニーズが増加する地域もあり、定員超過が見込まれるため、定員確保の対策を講じる必要がある。	

基本目標 II
重点課題 1

男女共同参画を進める意識づくり
家庭における男女平等の意識づくり

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点での到達目標
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等		
36	(1) 家庭における男女平等教育の促進	男女平等意識の促進	あらゆる機会を通じて、日常生活における家事分担などを性別によらず、家族が協力し担っていく環境づくりを推進し、男女平等意識の定着化に努めます。	生涯学習スポーツ課	B	2016～2019年度は生涯学習セミナー、2020年度から生涯学習カレッジで実施する講座等を通じて、男女共同参画の意識の定着を図ることに努めた。		女性参加者の増加
37			男女共同参画を専門とする人権啓発講師を委嘱し、学習会などに派遣します。	人権施策推進課	A	人権啓発講師に男女共同参画の研修をしていただける講師を委嘱し、学習会への派遣に努めた。		
38			じんけんセミナーや地区別懇談会で男女平等意識の向上に努めます。	人権施策推進課	A	地区別懇談会において、テーマ選定に悩む自治会に、男女共同参画についてのテーマ・講師を紹介した。	テーマに男女共同参画を選定する自治会が少ない。	
39		子育て教室などの拡充	子どものころから男女平等意識を養っていくために、家庭における子どものしつけや教育について、保護者が十分に学習できるよう家庭教育に関する学習機会を拡充します。	生涯学習スポーツ課	B	PTA連絡協議会の研修会等の機会を通じて、家庭教育についての学習機会の提供に努めた。		家庭において、男女平等意識の学習ができるよう、研修機会の提供をめざす。
40		男性の学習機会の充実	男性の育児への共同参画についての理解や参加を促進するとともに、男女がともに積極的に育児に取り組むよう啓発に努めます。	健康推進課	B	出産準備教室を実施している。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため個別対応にて実施した。 夫婦・パートナーと参加することで妊娠から出産育児を主体的に受け止め父母の自覚を持ち、家庭での役割分担等について話し合う機会となった。	教室については主に母親の参加であり、共に育児をする方、夫婦での参加、パートナー・父親の参加も可能であることの周知・啓発する必要がある。	
41	健康料理サークル活動や介護教室などに男性の参加を促進します。		高齢福祉課	A	健康な高齢者が、地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、介護等高齢社会を支える側になることをめざし、「高齢者 元気・やる気アップ事業」を進め、「高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム」として取りまとめた。この中で、特に退職後引き籠もりがちになる男性高齢者への対策が重要と認識して、ボランティア基礎講座等を試行するなどした上で、男性(高齢者)が地域活動に参加しやすくなる仕掛けが重要であることを示した。 また、男女の違いにこだわらずに、積極的に地域活動やボランティアをすることを促すため、ボランティア講座を野洲市社会福祉協議会と連携して開催した。		男性の高齢者が、現役就労時代の経験を生かし、又は、体力等を生かして、介護など女性が中心とされてきた分野に多く参加するようになることをめざす。	

No.		プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点(令和2年度)での到 達目標
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等		
42	(1) 家庭における男女平等教育の促進	子育て相談事業の拡充	男女が協力し、安心して子育てができるよう、相談事業を充実します。	ふれあい教育相談センター 発達支援センター	A	(ふれあい教育相談センター) 不登校やいじめ等の学校生活や子育てに関する問い合わせや相談は母親によるものが多いのが現状です。 父親の関与については、センターからの働きかけもあり、相談への参加と共に、家庭内での子どもへの関わりも徐々に増えてきています。 (発達支援センター) 学齢期の子の心身の発達に関する相談支援については、年間延べ約1,000件超で推移しており、その多くは母親が窓口となっています。 センター事業の案内や電話予約等の際に父親の参加を促すよう働きかけを行った結果、父親の参加件数は、令和元年度は56件であったのが令和2年度は98件と増えており、父親の参加に関する問い合わせも増えてきています。		相談者である保護者・家族が安心して子育てできる。
43	(2) 識の醸成・自立意識	キャリア形成への支援	女性の就労、家庭生活、地域活動など、それぞれの活動を両立する生き方が尊重され、身につけた能力が活かせるよう、キャリア支援に関する相談の充実を図ります。	市民生活相談課	A	子育て家庭支援課と連携し職業訓練等の適切な情報提供など、キャリア支援を効果的に行いました。		取組を継続する。

重点課題 2 地域社会における男女平等の推進

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点での到達目標
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等		
44	(1) 社会男女共の参画推進の啓発のため	広報掲載・啓発誌などの発行	女性も男性も経済的、精神的、生活的に自立し、積極的に社会参画することの重要性について認識が深まるよう、広報誌・啓発誌などを通じて意識改革を図ります。	人権施策推進課	A	チラシ等を窓口を設置し周知や啓発を行った。また、男女共同参画週間について、広報にて啓発を行った。		市広報による啓発の継続。
45		男性向け啓発促進	男性自身が仕事に偏った生活態度を見直し、家庭や地域社会の一員として自覚を持って参画できるように、男性の意識改革に向け、さまざまな機会、場所を活用して啓発に努めます。	生涯学習スポーツ課	B	男性にのみ向けた啓発ではなく、性別にかかわらず、普段の生活の中で性別による役割意識の解消を目指すよう、啓発に取り組んだ。		市民意識調査実施時に改善向上。
46		自治会向け啓発促進	性別にとらわれず自治会の代表者を選出できるよう意識啓発を行うとともに、地域活動の活性化に向けて、自治会活動などへの積極的な参画促進に努めます。	協働推進課	A	自治会長会において、自治会活動における男女共同参画推進のため啓発資料を掲載した「自治会コミュニティ資料」を配布し自治会活動への積極的な参加を促した。		女性自治会長など自治会役員への女性の参画の増加。

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点での到達目標
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等		
47	啓画（1） 推進の ための 広報の 社参	自治会向け啓発 促進	まちづくり研修の中で男女共同参画啓発を行うと ともに、自治会コミュニティ資料において自治会 活動の女性参画拡大と男女共同参画意識を高 めていきます。	協働推進課	A	自治会主催の視察研修を通じて男女共同参画推進 のため啓発資料を掲載した「自治会コミュニティ資料」 を配布し啓発に努めた。		自治会活動のあらゆる 場面での男女共同参画 意識の高揚が見られ る。
48	人材（2） 育成 男女共 同参画 を推進 する	啓発講師の充実	男女共同参画の専門的な知識を得るために、 リーダー養成の講座や研修会の機会を積極的 に提供します。	人権施策推進課	B	市主催事業としては、十分な機会提供ができなかつ た。	男女共同参画に特化したリー ダー養成講座の開催は困難。	啓発講師の人数の確保 と1人1人のスキル アップを努める。
49		地域への情報提 供	女性問題・男性問題に関心を持ち、積極的に活動 する男女の育成を図るため、地域や市民の実 情・意見・提案などを把握し、積極的に市民へ情 報提供します。	人権施策推進課	A	人権尊重と部落解放をめざす「ひと」と「ひと」のつど い実行委員会がつどいを実施した。つどいの内容を 広く市民へ周知するため「ひと」と「ひと」のつどい より」を作成し全戸に配布した。令和2年度は新型コ ロナウイルス感染症拡大防止のため全体会・分散会 は中止したが、広報紙「ひと」と「ひと」のつどい より」を作成し、市民に情報提供できた。		市民への情報提供の 継続。 各情報等チラシの配 布、広報紙、ホーム ページ等を積極的に利 用し、情報を提供する。
50	識（3） の浸透 と仕組 みづくり	社会制度・慣行 の見直しの啓発	男女共同参画に関する啓発パネルや人権関連 図書、資料を整備し、貸出しを行うとともに、研修 内容、講師などを紹介します。	人権施策推進課	A	啓発パネルや資料等は必要に応じて各種団体や自 治会等の啓発事業へ貸し出した。研修会に関する相 談や講師の紹介を行った。		啓発パネルや資料等は 公共施設等や各種団 体、自治会の啓発行 事へ貸し出し、研修 会に関する相談や講 師の紹介を行う。
51			地区別懇談会や啓発冊子のなかで男女共同参 画について啓発します。	人権施策推進課	A	各年度により、「すてきなまちに」のテーマは変わる が、LGBTや子どもの虐待について作成し啓発した。		地区別懇談会や「す てきなまちに」を作 成しその中で啓発し ていく。
52		男女共同参画社 会づくりの意識 啓発	男女共同参画や女性問題に関する理解と関心 を深めるため、関連図書の資料収集に努め、適 宜特集コーナーを企画設営します。	図書館	A	関連資料の収集に努めた。毎年定例の週間だけで なく、関連する分野の時事的な社会問題があった ときにも適宜特集コーナーを設置し、啓発するよ うに努めた。	関連する資料の分野 は多岐におよぶた め、出版情報に目 を配り、新しい視 点の資料も含め 継続して収集し ていくことが必 要である。	毎年1回以上は特集 コーナーを設置す る。
53		社会教育関係団体へ男女の対等な役員の参画 を促進していきます。	生涯学習スポーツ課	B	関係団体の会長等の役員選出時には女性が選出 されるよう働きかけた。		女性役員の比率 40% を目指す。	

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点での到達目標
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等		
54	同ら(3)参画意分野の浸透と男女共	女性参画のための仕組みづくり	女性が自信をもって役員、代表者などを行えるよう、地域において女性の参画を推進する仕組みづくりや働きかけを進めていきます。	協働推進課	A	自治会の役員等に女性の参画が拡大するよう、啓発資料を配布した。		様々な場面での啓発資料の配布や啓発の取り組みが図られる。

重点課題 3 男女平等教育の推進

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点での到達目標
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等		
55	(1)男女共同参画の視点に立った学校・園所教育の推進	学校・園所における男女平等教育の促進	男女が協力し合い、互いの人権を尊重し合える関係を築いていくために、性別にとらわれないジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)に敏感な視点を大切にした教育・保育活動に取り組めます。	人権施策推進課 学校教育課 こども課	A	(人権施策推進課・学校教育課) 各課と連携し、校園所において、年齢に応じて、ジェンダーの視点に立った教育・保育活動に取り組んだ。また、教職員や児童生徒の人権感覚の涵養は、人権研修や人権学習だけでなく教育活動全体で行うことを意識してすすめた。 (こども課) 日常保育や集会等を通して、課題にそった話し合いを行い、共に気づき、考えあえるよう推進を図る。また、職員研修を通して、主体的に学びあい、人権感覚を磨く取り組みを行った。		県作成の副読本とともに、各園での独自教材づくりにも取組み、保育に活用する。
56		人権意識の育成	学校での生活のあらゆる機会を通して、日常的な人とのかかわりを大切に人権学習の取組を推進し、人権意識の育成に努めます。	学校教育課	A	特設の人権学習だけでなく、各教科の授業、特別活動等において、男女の平等、男女雇用機会均等の理念について、小・中学校で学ぶことができた。		
57		人権意識の育成	幼稚園・保育園での遊びや生活を通じた男女平等教育の取組を進めると共に、取組状況を保護者に知らせ、保護者への啓発活動を行います。	こども課	A	男女共同参画の視点から、きめつけや見方、考え方について日常保育や保護者研修を通して啓発、推進を行った。		男女共同参画の視点にたった子育てについて保護者との共通理解を図り、年齢に応じた保育を推進する。
58		学校・園生活などの点検・見直し	学校・園生活のなかで、気付かないまま性別役割分担を前提に活動したり、男女で異なる評価規準を用いたりすることがないように点検・見直しを図ります。	学校教育課 こども課	A	(学校教育課) 年2回、市内各校に人権同和教育計画訪問を行い、指導助言を行った。 (こども課) 日常の子どもの姿や言動の中で課題として考えるべきことについて、集会を持ち、啓発劇やスライド等を通して、問題提起し、考え合うと共に、即時に保護者へもおたよりを発行し、啓発を行った。		性別による役割や不合理について職員が正しい理解と認識を深め、男女参画社会の一員となるべく子どもの育成を図る。

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点(令和2年度)での到 達目標
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等		
59	(1) 男女共同参画の視点に立った学校・園所教育の推進	教職員・保育士の学習・研修の促進	教職員や保育士の資質向上をめざし、男女平等教育の研修機会の充実を図ります。また、民間の保育所にも呼びかけ、男女平等意識の高揚に努めるよう研修を実施します。	学校教育課 こども課	A	(学校教育課) 市内に勤務するすべての教職員が人権感覚を磨くために、校園所人権教育推進委員会において、研修の機会の提供、各校園所への情報提供を行った。 (こども課) 身の回りの身近な事柄を通して、職場や家庭、社会でのきめつけや偏見について職員間で話し合ったり、人権研修会に参加し、意識変革を図った。		男性保育士・教諭の職場環境や、男女がともに理解・協力し合って保育に取り組める職場づくりへの意識を向上する。
60		副読本・教材の充実	県作成の男女共同参画社会づくりに関する副読本活用に努めます。また、男女平等の視点に立った副読本や教材、絵本・玩具を選定し、充実させます。	学校教育課 こども課	A	(学校教育課) 県女性活躍推進課が作成している男女共同参画社会づくりに関する副読本等を活用した。 (こども課) 男女平等、ジェンダーに関する絵本や手づくり教材などを保育場面の中で、活用し、考え合える場を意図的に設け、積極的に取り組んだ。		県作成の副読本とともに、各園での独自教材づくりにも取組み、保育に活用する。
61		発達段階に応じた適切な性教育の推進	発達段階に応じた適切な性教育を推進し、性差を正しく理解するとともに、自他の生命を大切にし互いに尊重しあえる実践的態度の育成に努めます。	学校教育課 こども課	A	(学校教育課) 心理面、身体面、社会面について発達段階に応じて系統的に学習に取り組んだ。 (こども課) 絵本等の教材を利用しながら、自分の体の仕組みを知る機会とし、発達段階に応じて保育の中で性差について正しく知らせた。		県作成の副読本とともに、各園での独自教材づくりにも取組み、保育に活用する。
62		キャリア教育の推進	子どもの時から就労の重要性を認識するとともに、幅広い職業選択や仕事の大切さを学ぶ機会をもち、主体的に進路を選択できる力を身につける教育・体験活動を推進します。さらに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の重要性についても理解を深められるよう努めます。	学校教育課	A	小中学校のそれぞれの発達段階に応じて、働くことの大切さや進路の選択について学ぶ機会を設定し、仕事の大切さや、将来への見通しについて学ぶことができた。		

重点課題 4 国際社会への対応

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点での到達目標
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等		
63	(1) 組との協力的な取	世界の動向や国内制度などの研修と啓発	人権問題、女性問題の国際的な課題や取組を啓発し、海外情報の収集や情報の提供、活動支援を図ります。	人権施策推進課	A	国や県、関係機関からの情報収集を行った。	活動支援については実施することが困難であった。	国際社会の状況に関心を持てるチラシ・冊子等の確保。

重点課題 5 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点での到達目標
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等		
64	(1) 性の尊重推進についての啓発	性の尊重の広報・啓発	男女が互いの性についての理解を深めるとともに、生涯を通じた健康管理の重要性についての認識を高め、生命と性を尊重する意識の醸成と理解が深まるよう広報・啓発に努めます。	健康推進課	A	・母子健康手帳発行時に相談対応、支援を実施 ・子宮頸がん検診、乳がん検診ともに受診率は3倍増加した。今後も広報、ホームページ、個別通知等で受診機会の啓発に努める。		生涯を通じた健康づくりのために、啓発や受診勧奨を推進する。
65		性知識の普及	性に関する正しい教育の推進と正しい知識、性的マイノリティと呼ばれている人たちの人権の尊重の普及に努めます。	学校教育課 人権施策推進課	A	(学校教育課) 小中学校において、LGBTに関する啓発、研修を進めている。 (人権施策推進課) 啓発冊子「すてきなまちに」においてLGBTについて市民に配布し啓発した。また、LGBTについてのDVDを設置し地区別懇談会や研修に貸し出した。		正しい性知識が得られる情報提供の継続。
66	(2) かけがえない命を大切にしている意識の浸透	男女間での暴力を許さない意識づくり・取組	男女間の暴力は、個人の問題ではなく社会全体に深刻な影響を与える人権問題であるとの認識が浸透するよう啓発や広報を充実させます。	家庭児童相談室	A	広報やホームページに掲載し、男女間暴力が人権問題である認識を深めるための周知を図った。		男女間の暴力は人権問題であるとの認識を深める。
67			男女間での暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどについて、関係部署と連携し、支援情報を提供します。	家庭児童相談室	A	野洲市要保護児童対策地域協議会関係機関との連携により、情報共有を行い、必要に応じてケース会議を開催し、支援方法の検討を行った。		男女間の暴力に対して、関係機関との連携の強化。
68			DV被害の相談窓口の周知を図り、必要な援助が受けられるよう体制を充実します。また、二次被害の防止に努めます。	家庭児童相談室	A	広報やホームページ、子育て家庭訪問事業等により、相談窓口の周知を行った。		DVに対する相談体制と支援の充実。
69			「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12～25日)などの機会をとらえて、配偶者や交際相手などからの暴力防止に対する意識啓発を図ります。	家庭児童相談室	A	11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」について、広報に掲載し意識啓発を図った。		DVに対する市民意識の向上。
70			中学生、高校生、大学生などの若年層に対して、デートDV防止啓発などを通して、お互いがより良い関係を築いていくことの大切さについての啓発や、性暴力、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための予防啓発・教育を実施します。	学校教育課 人権施策推進課	A	(学校教育課) 中学校では、道徳や保健体育において、互いの性差を尊重し合う人間関係づくりについて学んだ。 (人権施策推進課) 窓口へ啓発チラシを設置した。	(人権施策推進課) 窓口への啓発チラシの設置にとどまった。	
71	男女の人権に関する啓発の充実	地区別懇談会など各種事業を通じて女性の人権問題の啓発に努めます。	人権施策推進課	A	地区別懇談会の男女共同参画研修において、自治会の要望に応じて啓発講師を紹介した。		地区別懇談会の男女共同参画研修において、意識啓発を図る。	

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点での到達目標
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等		
72	い命(を2)の切に浸け透すがえの識な	学習資料の充実	男女共同参画や女性の人権問題にかかわる人権学習資料の内容をさらに充実させ、家庭や地域で考える機会の拡充に努めます。	人権施策推進課	A	男女共同参画フォーラムを実施した。R元年度、2年度は新型コロナウイルス感染症防止のため開催中止となった。		男女共同参画フォーラムにおいて、家庭から、地域から、それぞれの立場から課題提供をしていただき、参加者とともにそれについて考える機会を持つ。

基本目標 Ⅲ

だれもが安心して働き暮らせるまちづくり

重点課題 1

一人ひとりの自立のためのまちづくり

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点での到達目標
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等		
73	(1)子育て支援の充実	ひとり親家庭の自立と生活の安定のための事業の拡大	ひとり親家庭の多くは、経済的、社会的、精神的に不安定な状態におかれがちのため、それぞれの家族形態、就労形態にあわせた支援情報の提供や相談体制の充実を図ります。	子育て家庭支援課	A	母子・父子自立支援員等が、相談に応じ、家庭の状況に応じた制度等の活用やひとり親家庭の自立に向けて、積極的な相談・支援に取り組んだ。		ひとり親家庭が安定した生活ができるように支援・相談体制を充実する。
74		ひとり親家庭の自立と生活の安定のための事業の拡大	ひとり親家庭の方が自分の能力を高め収入を増やすため「チャレンジ」できるような条件整備を進めるよう取組みます。	子育て家庭支援課	A	母子・父子自立支援プログラム策定員及び母子・父子自立支援員が、自立支援プログラム策定などにより、状況に応じた就労相談や就労後のアフターケア及び貸付金等の積極的な相談・支援に取り組んだ。		各種制度を利用して、生活の基盤を整備する。
75	(2)家庭生活への支援	自立生活に向けての支援	生活困難を抱える男女が適性や能力に応じて、自立した生活に向けて動き出せるよう、関係機関が連携し、情報提供や支援体制の充実を図ります。	市民生活相談課	A	下記の生活困窮者支援事業を市役所関係課及び地域の関係機関と連携し包括的に実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・家計改善支援事業 ・就労支援事業 ・学習・生活支援事業 ・多機関協働による包括的支援体制整備事業 		相談者の抱えている様々な問題を関係課、関係機関等と連携をとりながら解決し生活再建に向けて相談支援を継続していく。

重点課題 2 心とからだの健康の保持増進

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点での到達目標
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等		
76	(1) 生涯を通じた健康支援の充実	健診機会・健康教育・相談の拡充	定期的な健康診査を受ける機会が少ない主婦や自営業、農業に従事する女性に対して、受診の重要性を健康教育を通して周知徹底させ、受診機会の拡充や生活の見直しを推進します。また、男女ともに生涯にわたり健康を維持できるよう、心の健康も含めた総合的な保健医療対策、更年期障害の軽減や生活習慣病、寝たきり、認知症などの予防に向けた健康づくり教室や相談の充実を図ります。	健康推進課	A	健康相談、健康教育、がん検診、訪問指導等を実施し、生活習慣が改善できるよう支援に努めた。がん検診は、個別勧奨通知することでより受診率が増加(2016と比較し3倍)し、早期発見や早期治療に結びつけることができた。		男女の検(健)診等の受診率の向上に向けた受診勧奨と啓発を行い、自ら健康を意識し、健康づくりに取り組めるように努める。
77		母性保護の啓発促進	あらゆる場を通して、女性の妊娠・出産などの生理的機能の重要性について理解を深められるよう母性保護について指導・学習・啓発に努めます。また、産む性としての機能が性差別の原因とならないよう啓発に努めます。	健康推進課	A	母性保護について啓発を実施 ①母子健康手帳交付者数 404人 ②出産準備教室参加者数 実 25人/13組 母子健康手帳交付時に、妊産婦への配慮、妊産婦に対し周囲(公共交通、喫煙等)でやさしい環境づくりの契機となるようにマタニティキーホルダー配付し、啓発。同様に、妊娠をきっかけとして、事業時には母性保護のリーフレット配付し周知啓発を実施した。		妊娠・出産等のあらゆる機会に母性保護の啓発に努める。
78			母性保護に配慮した就労環境の整備のため、関係機関と連携し、マタニティ・ハラスメントの防止などの啓発を行います。	商工観光課	B	マタニティ・ハラスメントの防止に関するDVD教材を購入し、貸出促進のチラシを配布し啓発した。		取組を継続する。
79		リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利の尊重)の考え方についての理解、認識を深めるための啓発に取組みます。	人権施策推進課	B	市民意識調査結果では認知度は少し向上した。第4次男女共同参画行動計画のなかでも取り上げ、注釈により考え方を記載して啓発に努めた。		リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての認識率向上。

基本目標 IV

推進体制の整備・充実

重点課題 1 計画推進体制の整備

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点での到達目標
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等		
80	(1) 市民参画による行動計画の推進	推進状況の公表	男女共同参画行動計画を推進するため、進捗状況を市民に公表し、施策の反映に努めます。	人権施策推進課	A	行動計画の進捗状況を市のホームページに公表し、市民に情報提供した。		行動計画の進捗状況公表の継続。
81		男女共同参画審議会での取組	行動計画の進捗状況について、定期的に成果と問題点を把握し、審議会での答申・提言や意見具申などの審議に積極的に取組みます。	人権施策推進課	A	行動計画の進捗状況の調査を実施して成果と問題点を把握し、その資料をもとに審議会を開催し成果と問題点を審議いただいた。また、第4次男女共同参画行動計画について審議会での審議を重ねて答申を受け行動計画を策定した。		第4次男女共同参画行動計画(案)の審議を行い、策定の完了。

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点での到達目標
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等		
82	（1） 計画による 市民 推進 参加	行政と市民団体 による協働	市民団体と行政との協働により、この行動計画 をとともに進め、啓発・推進していきます。	人権施策推進課	B	参画やすが行政と協働して活発な活動ができるよう に支援を行った。	令和3年3月11日参画やすが 解散された。協働していく市民 団体を模索する必要がある。	参画やすと協働で各種 事業を行い、計画の目 標を達成する。
83	（2） 庁 内 体 制	男女共同参画推 進本部と推進組 織の強化	計画が実行性のあるものとなるよう担当の位置 づけや権限を明確にします。また、計画を総合 的・計画的に推進していくために庁内に組織して いる男女共同参画推進本部の機能を整備し、推 進本部会議を定期的開催し、施策の進捗状 況、課題、評価できるよう充実します。	人権施策推進課	A	男女共同参画推進本部幹事会議、本部会議形式に て開催していた。年度により、会議形式では実施しな かったが、各組織員にメールにて資料提供し、確認・ 意見聴取を行い修正した資料を審議会に提供した。		男女共同参画推進本 部幹事会議、本部会議 の定期的な開催。
84	（3） 体的 拠点 の充 実	拠点施設の充実	男女共同参画、男女平等の意識を広く市民に普 及啓発するとともに、男女共同参画における活 動団体が主体的に活動できるように、活動・交 流・情報発信の場となる拠点の充実に努めま す。	人権施策推進課	A	野洲市人権センターを男女共同参画のための拠点施 設として、参画やすの事業等で利用した。		男女共同参画のための 拠点施設の確保。
85	（4） 援・ 協 力・ 連 携	自主グループ・ 団体育成支援	男女共同参画社会づくりに向けて地域に密着し た活動を促進するとともに、活動するグループや 団体を育成し、活動が活発に展開されるよう支 援を行います。	市民サービスセン ター	B	やすまる広場パネル展示のパネルを更新するため、 団体と接触する機会を持ち、コロナ禍での活動状況 の把握とそれぞれの相談に応じることができた。		取組を継続する。
86		多様な主体との 連携・協働	民間活動団体や事業者など多様な主体と行政 による積極的な連携、協働を推進していきます。	人権施策推進課	B	民間活動団体や事業者などとの交流会は実施できな かった。参画やすと行政が積極的に連携、協働を 行った。	令和3年3月11日参画やすが 解散された。協働していく市民 団体を模索する必要がある。	民間活動団体や事業 者などとの交流会を年 1回以上実施する。

重点課題 2 推進体制機能の充実

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点での到達目標
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等		
87	（1） と 職 員 研 修 の 充 実	職員研修の実施	行政関係職員が男女平等意識を持ち、男女共 同参画の視点に立った職場の管理、部下の指 導・育成が行えるよう研修を推進します。	人事課	A	人事評価制度を導入し、適切な運用や必要な能力の 養成に向けた研修の機会を提供し、職員一人ひとり の成長と意識の醸成を図ることができた。		職員研修の継続。
88		職員用ハンド ブックの活用	職員一人ひとりが男女共同参画について正しく 理解し、啓発・推進していくためのハンドブックを 配布して、それぞれの職場で実践できるようにし ます。	人権施策推進課	A	各職場の研修等で利用していただくよう、「職員用ハ ンドブック」をイントラ等に掲示し、職員の誰もがいつ でも閲覧や使用ができるようにした。		業務の中での「職員用 ハンドブック」の活用。

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2016～2020年度事業実績総括		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点での到達目標
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等		
89	(1) 庁内機能 の充実と 職員研修	定期的な調査・ 研究の実施	男女共同参画に係る意識と実態の調査を定期的 に実施します。	人権施策推進課	A	平成29年10月に「野洲市人権問題・男女共同参画に 関する市民意識調査」を実施した。調査結果を第4次 野洲市男女共同参画行動計画に反映した。		調査結果を次期の計画 に反映させる。
90		情報の確保	県及び他市町との連携を図るとともに、定期的な 情報交換などの機会を確保し、情報収集を図り ます。	人権施策推進課	A	国や県からの情報を収集するとともに、各種研修会 等に参加すること等によって情報交換が行えた。		男女共同参画に関する 情報を確保し、庁内で 共有する機会を設け る。
91	(2) の充実 の相談 事業	相談窓口の充実	男女共同参画に関する相談業務の充実に向け、 県や関係機関との連携に努め、相談しやすい環 境づくりに努めます。	人権施策推進課	A	相談にあたっては関係機関との連携を密にすると ともに相談室を設置し、相談員がスキルアップ講座を受 講し、より相談しやすい環境づくりに努めた。また、広 報等により女性の人権ホットラインなどの相談窓口の 周知を行った。		相談しやすい環境の整 備。
92	(3) の確保 の財源	必要な財源の 確保	男女共同参画関係事業促進のための財源確保 を図ります。	人権施策推進課	A	厳しい財政事情であるが、積極的に財源確保に努め た。		必要な財源の確保。

【体系・重点課題ごとの集計結果】

基本目標	重点課題	施策内容	第3次計画総括 取組評価の項目数				
			A	B	C	D	評価なし
I あらゆる分野への男女共同参画	1. 女性も男性もともに参画するまちづくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	10	5	0	0	0
		(2) 女性のエンパワーメントの促進					
		(3) 男女共同参画の視点に立った防犯、防災、環境、その他さまざまな分野の促進					
	2. 多様な選択のできる環境づくり	(1) 多様な働き方ができる就労環境の整備	4	2	0	0	0
		(2) 職業能力開発・向上のための施策推進					
		(3) 就労のための情報提供					
	3. 職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	(1) ワーク・ライフ・バランスの促進	2	12	0	0	0
		(2) 多様な働く場づくり(農業など)の改善					
		(3) 子育てを支える社会的基盤の整備など					
II 男女共同参画を進める意識づくり	1. 家庭における男女平等の意識づくり	(1) 家庭における男女平等教育の促進	5	3	0	0	0
		(2) 自立意識の醸成					
	2. 地域社会における男女平等の推進	(1) 男女共同参画推進のための社会づくりの広報・啓発	8	3	0	0	0
		(2) 男女共同参画を推進する人材の育成					
		(3) 地域におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透と仕組みづくり					
	3. 男女平等教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った学校・園所教育の推進	8	0	0	0	0
	4. 国際社会への対応	(1) 国際的な取組との協調	1	0	0	0	0
	5. 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1) 性の尊重についての啓発推進	9	0	0	0	0
		(2) かけがえのない命を大切にす意識の浸透					
	III だれもが安心して働き暮らせるまちづくり	1. 一人ひとりの自立のためのまちづくり	(1) 子育て支援の充実	3	0	0	0
(2) 生活困難を抱える家庭への支援							
	2. 心とからだの健康の保持増進	(1) 生涯を通じた健康支援の充実	2	2	0	0	0
IV 推進体制の整備・充実	1. 計画推進体制の整備	(1) 市民参画による行動計画の推進	4	3	0	0	0
		(2) 庁内体制の整備					
		(3) 男女が主体的に活動できる拠点の充実					
		(4) 多様な主体の支援・協力・連携					
	2. 推進体制機能の充実	(1) 庁内機能の充実と職員研修	6	0	0	0	0
		(2) 相談事業の充実					
		(3) 財源の確保					
		小 計	62	30	0	0	0

【集計結果】

取組評価	内 容	達成率	第3次計画総括	割合
A	プラン目標に沿った事業展開が概ねできた。	達成率80%以上	62	67.4%
B	プラン目標に沿った事業展開がある程度できた。	達成率50%以上80%未満	30	32.6%
C	プラン目標に沿った事業展開があまりできなかった。	達成率50%未満	0	0.0%
D	プラン目標に沿った事業展開がまったくできなかった。	達成率0%	0	0.0%
評価なし	対象年度ではない。(5年ごとの調査等)	—	0	0.0%
		合 計	92	100.0%